
プロジェクト	ASAF 対応
項目	概念フレームワーク DP へのコメント対応： 持分の定義及び負債と資本性金融商品との区別

本資料の目的

1. 本資料は、IASB が 2013 年 7 月 18 日に公表したディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し（以下、「本 DP」という。）の質問のうちセクション 5「持分の定義及び負債と資本性金融商品との区別」に関する質問について、本 DP における提案内容、関連する議論並びに考えられるコメントの方向性を示し、ご意見をいただくことを目的としている。

セクション 5 の位置付け

2. 本セクションでは、持分の定義と資本性金融商品の事後の測定について論じている。
3. 本 DP では、財務諸表の構成要素の定義についてはセクション 2「財務諸表の構成要素」で扱っており、また、測定についてはセクション 6「測定」で扱っているが、持分に関する議論はセクション 5 でまとめて扱っている。それぞれのセクションの冒頭で、持分の定義、資本性金融商品の測定値の事後の見直しをセクション 5 で議論することが示されている（本 DP2.5 項(a)、6.4 項）。
4. セクション 5 では、セクション 2 で定義されている資産と負債に基づかない持分の定義（後述する「狭い持分アプローチ」）も検討しており、セクション 2 とセクション 5 の議論がどのように関係するかは必ずしも明確になっていない。

負債と持分の区分に関するこれまでの検討

5. IASB では、FASB との MoU 項目の一部として、金融負債と資本性金融商品の区分のあり方を 2010 年まで検討していた（「資本の特徴を有する金融商品」）。金融負債と資本性金融商品の区分の簡素化を目的とするプロジェクトであり、当時の概念フレームワーク・プロジェクトにおける財務諸表の構成要素の定義への影響についても検討された。
6. 2007 年に FASB から予備的見解文書「資本の特徴を有する金融商品」が公表され、

最劣後の金融商品のみを資本とする基本的所有アプローチが予備的見解とされた。また、2008年にIASBからディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」が公表された。

7. その後、現行のIAS第32号「金融商品：表示」を出発点として、実務上の問題点を解消するアプローチに検討の方向性が移ったが、外部レビューの結果、開発されたアプローチが複雑であるとの指摘が多数あったこと、MoU項目の見直しで優先項目から除外されたことから、2010年にプロジェクトが休止し今に至っている。

IASBの現行「概念フレームワーク」における定め

- 現行の「概念フレームワーク」は、「持分」を企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分と定義している。（「財務報告に関する概念フレームワーク」4.4項(c)）
- 負債は、「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう」とされている（「財務報告に関する概念フレームワーク」4.4項(b)）ので、概念上、持分には経済的便益を有する資源の流出の義務がないものが区分される。
- 持分合計は、財務諸表で認識し測定した資産合計から負債合計を控除したものに等しい。これは企業の価値を描写するものではない。（本DP5.3項）

本DPにおける問題意識

8. 現行のIFRSは、負債と資本性金融商品を区別する際に、負債の定義を一貫して適用していない。結果として、要求事項は複雑で、理解が困難で、適用が難しいものとなっている可能性がある。
9. 財務諸表は、典型的には、様々なクラスの資本投資家の請求権に関して十分な情報、例えば、シニアの資本請求権が劣後の資本請求権に与える影響など、を提供してはいない。

提案されるアプローチ（予備的見解）及び本DPの質問

10. 本DPにおける予備的見解（本ペーパー11項における「厳密な義務アプローチ」に基づく）は、以下の質問10を参照。

質問10

持分の定義、異なるクラスの持分の測定及び表示、並びに負債を資本性金融商品と区別する方法を、5.1 項から5.59 項で論じている。IASB の予備的見解としては、

- (a) 「概念フレームワーク」は現在の持分の定義（すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余持分）を維持すべきである。
- (b) 「概念フレームワーク」は、IASB は負債を資本性金融商品と区別するために負債の定義を使用すべきだと記述すべきである。このことの2つの帰結は次のことである。
 - (i) 資本性金融商品を発行する義務は、負債ではない。
 - (ii) 報告企業の清算時にだけ生じる義務は、負債ではない（3.89 項(a)参照）。
- (c) 企業は次のことを行うべきである。
 - (i) 各報告期間の末日現在で、持分請求権の各クラスの測定を見直す。IASB は、特定の基準を開発又は改訂する際に、当該測定値を直接的な測定値とするのか、それとも持分の合計額の配分額とするのかを決定することになる。
 - (ii) それらの測定の見直しを、持分変動計算書において、持分請求権のクラス間での富の移転として認識する。
- (d) 企業が資本性金融商品を発行していない場合には、最も劣後的なクラスの金融商品を持分請求権であるかのように扱い、適切な開示を付するのが適切かもしれない。このようなアプローチを使用すべきかどうか、またはその場合にいつ使用すべきかの識別は、依然としてIASB が特定の基準を開発又は改訂する際に行うべき決定となる。

これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか。その理由は何か。

基本的なアプローチの検討

本 DP の提案に関連する議論

11. 本 DP では、負債と持分との区別を単純化できる次の2つのアプローチ（「狭い持

分アプローチ (Narrow equity approach)」と「厳密な義務アプローチ (Strict obligation approach)」が検討されている。

狭い持分アプローチ (5.30 項)

- (a) 親会社が発行している資本性金融商品のうち最も残余的な¹既存のクラスの中の既存の資本性金融商品だけを、持分として分類する。
- (b) 他の金融商品すべてを負債として分類する。例えば、次のようなものである。
 - (i) 資産を移転する義務を生み出さない金融商品
 - (ii) 非支配持分 (NCI) ²
 - (iii) (a) の要件によって持分に分類される資本性金融商品に係るフォワード及びオプション
- (c) 金融負債に分類されるすべての金融商品に係る利得及び損失を、純損益に認識する。

厳密な義務アプローチ (5.34 項)

- (a) 経済的資源を引き渡す義務だけを負債に分類する。したがって、財政状態計算書は、企業の経済的資源及び経済的資源を引き渡す義務を示すことになる。純損益及び OCI を表示する計算書は、当該経済的資源及び義務の変動を示すことになる。
- (b) 持分請求権のすべてを持分に分類する。言い換えると、
 - (i) 当該クラスの請求権の所有者に行われる持分の分配の一部を受け取る権利を所有者に与える請求権すべて
 - (ii) 資本性金融商品を引き渡す義務すべて
- (c) すべての持分請求権の測定値を見直すことによって持分合計を再配分する。したがって、

¹ 本 DP では、最も残余的なクラスを定義するには、特定の基準を開発又は改訂する際に詳細な作業が必要となる可能性がある、としている。

² 本 DP では、狭い持分アプローチに関する変化形では、NCI を持分として分類する可能性がある、としている。

- (i) 財政状態計算書の持分セクションは、すべての持分請求権が他の持分請求権にどのように影響を与えることにあるのかを示す。
- (ii) 持分変動計算書は、異なるクラスの持分請求権の間での富の移転を示す。

12. 本 DP では、狭い持分アプローチには、次のような利点があるとしている。(本 DP5.36 項)

- (a) 持分投資者が持分変動計算書を読んで理解する必要性に、厳密な義務アプローチほど重点を置いていない。さらに、一部の人々は、希薄化及び異なるクラスの持分保有者の間での富の移転が単純かつ理解可能な形で報告できると感じるかもしれない。
- (b) 特定の金融商品が経済的資源を移転する義務を企業に生じさせるのかどうかの評価を企業に要求しない。
- (c) 金融商品を発行しているすべての企業は、最も残余的なクラスの金融商品を持分に分類することになるので、一部のクラスのプッタブル金融商品についての免除の理由となった懸念を取り除く可能性がある。

13. しかしながら、次の理由により、IASB の予備的見解として、厳密な義務アプローチの方が狭い持分アプローチより好ましいとしている。(5.37 項)

- (a) 厳密な義務アプローチは、現行の負債の定義と整合的である。結果として、非支配持分の現行の処理とも整合的である。
- (b) 厳密な義務アプローチの方が、狭い持分アプローチよりも 2 つの重要な区別を明確に分離する。
 - (i) 企業は現金又は他の経済的資源を移転する義務を有しているのか。
 - (ii) ある金融商品が、他のクラスの持分請求権の既存の保有者へのリターンに影響を与える優先的な（ランクの高い）請求権を生じるのか。
- (c) すべての持分請求権を測定することにより、他の持分請求権の影響に関してより明確で目立つ情報を持分保有者に提供することになる。
- (d) 新基準又は改訂基準の開発に適用した場合に、
 - (i) IAS 第 32 号と IFRS 第 2 号との不整合を解消することになる。

- (ii) すべての株式に基づく報酬について再測定を要求することになり、IFRS 第2号から複雑性の1つの発生源が取り除かれる。

回答の方向性

(基本的なアプローチについて)

14. IASB の予備的見解である厳密な義務アプローチについては、アプローチの中心的な提案である持分請求権の測定の見直しについては、本ペーパー25 項で指摘する問題があり、必ずしも適切と考えられず、反対する方向ではどうか。
15. 後述する利点を考慮すると、貸方の区分を 2 区分に拘るのでなく、狭い持分アプローチのように特定の請求権を基礎として持分を区分しつつ、現行の負債の定義を生かした区分を設けることを提案する方向ではどうか。この場合、以下が考えられる。
- (a) 負債と持分の間に中間区分を設ける。又は、
- (b) 負債を残余とし、その中を経済的資源の引渡し義務の有無により 2 つ（「経済的資源の引渡し義務のある負債」と「その他の負債」）に分ける。
16. 前項(a)及び(b)のアプローチは、それぞれの区分を通じて、次のように、損益のラインを明瞭にし、持分請求権の希薄化に関する情報を提供する利点、支払能力の評価に役立つ利点がある。
- 現行の負債と持分の区分は、損益取引と資本取引の区分に利用されている。収益/費用は、資産/負債の変動から持分参加者からの出資（への分配）に関連する持分の変動を除く残余とされている。このため、狭い持分アプローチのように、持分参加者を特定する持分の定義は、収益/費用の定義と整合的である。これにより、収益/費用が持分参加者の視点で示されていることが明確になり、財政状態計算書と純損益及び OCI 計算書の連繋が密接に図られることとなる。また、持分参加者の持分がそれよりも上位の請求権によってどのように希薄化が生じたかを示すことに役立つ。
 - 経済的資源の引渡し義務に基づく区分は、企業全体として支払回避できない請求権がどの程度あるのかを示すことを通じて、支払能力の評価に役立つ情報を提供すると考えられる。また、収益費用の期間対応だけを根拠とした安易な繰延利益の計上を抑える効果があり、計上項目の規律が保たれる。

17. ただし、次のような問題が考えられる。
- (a) 貸方の区分が3区分となり、2区分に比べて複雑性が増加する。
 - (b) 中間区分又はその他の負債区分の項目の性格が不明確となる。結果として、雑多な項目がこの区分に含まれる可能性がある。
 - (c) 中間区分又はその他の負債区分の項目の測定の見直しを各報告期間末に行うのであれば、厳密な義務アプローチと同様に、本ペーパー25項で説明する測定の見直しに係る問題が発生する。
18. 3区分のアプローチは2区分よりも複雑性が増加するとの懸念については、損益を分けるラインと経済的資源の引渡し義務の有無を分けるラインは通常一致しないので、分けて示した方が提供すべき情報がより明瞭になると考えられる。一方で、貸方の区分を複雑にするのではなく、無区分とするアプローチ（請求権アプローチ）を主張する者もいる。しかし、一般的に、親会社の普通株主への情報提供の観点では、その株主に帰属する損益の情報は他の請求権者への情報と分けて報告されるべきと考えられる。このため、少なくとも報告すべき損益を決定する観点から、貸方の区分は維持すべきと考えられる。
19. また、17項(b)にあるように、中間区分又はその他の負債区分³の性格が不明確なのは問題と考えられる一方で、経済的資源の引渡し義務のある負債にも、持分にも区分されない曖昧な請求権がどの程度あるのかを明瞭に示すことにもなる利点がある。
20. 15項のアプローチには、本ペーパー16項、17項で示した長所・短所はあるが、全体として、負債と持分の性格が明確になるなど、長所が上回ると考えられるがどうか。また、15項のアプローチを進める場合、次のような課題と解決方法が考えられる。
- (a) 持分請求権に何を区分するか。
狭い持分アプローチで示されるように、通常、親会社の最残余の請求権とすることが考えられる。一般的には、親会社の普通株式が該当すると考えられる。また、プッタブル金融商品のように、経済的資源の引渡し義務を伴うも

³ 20項記載のように、例えば、親会社の普通株式のみを持分とする場合には、中間区分又はその他の負債区分には、ワラント、最残余でない優先株式、非支配持分などが含まれると考えられる。

については、それが最残余の場合、持分請求権としての性格を優先し、持分とすることが考えられる。

- (b) 中間区分又はその他の負債区分の項目をどのように測定するか。

中間区分又はその他の負債区分の項目の測定を工夫することで、最残余の持分請求権とその他の請求権との間の富の移転を適切に描写することが可能か検討した。しかし、一部の項目を公正価値で測定の見直しを行う場合、最残余の持分請求権も同じ測定基礎で測定の見直しを行わないと両者の間の持分の移転を適切に示さず 25 項(b)に示すようなパラドックスが生じる問題があり、一方で、公正価値での測定の見直しは自己創設のれんの計上につながる問題がある。このため、非支配持分のように、基礎となる純資産の配分により測定の見直しを行う場合以外は、基本的に中間区分又はその他の負債区分の項目の測定の見直しは行うべきでないとする。この場合、例えば、ワラントや優先株式について測定の見直しは行わないこととなる。

ディスカッション・ポイント1

基本的なアプローチに関する上記の回答の方向性についてどのように考えるか。

測定の見直し

本 DP の提案に関連する議論

21. 本 DP では、現在の及び潜在的な投資者の以下の情報ニーズを満たすために、企業が、各財務諸表で以下の情報を提供するアプローチを検討している。(本 DP5. 12 項)

- (a) 企業の将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性を投資者が評価するのに役立つ情報：財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書、キャッシュ・フロー計算書、及び注記において
- (b) それらの正味キャッシュ・インフローに対する請求権に関する情報：財政状態計算書及び持分変動計算書において。これらの計算書は、関連する注記とともに、持分保有者が次の事項を理解できるようにする方法で設計すべきと

されている。

- (i) 自身の持分請求権が、当期末現在、他のクラスの持分請求権にどのように影響を受けているのか。
- (ii) 他のクラスの持分請求権の影響の当該期間中の変動。そうした変動は、持分請求権の異なるクラス間での富の移転として記述している。

22. 前項(b)に関する情報は、持分変動計算書を持分請求権の各クラスについて独立した列を表示し、各クラスの測定を見直す中で、クラス間の富の移転を表示することで達成可能としている。

	親会社の既存株主		非支配持分	株式発行義務	合計
	株式資本	利益剰余金			
20X2年1月1日	10,000	20,000	4,000	-	34,000
20X2年1月17日に発行した 売建オプション	-	-	-	5,000	5,000
20X2年の利益/包括利益合計	-	3,500	200	-	3,700
売建オプションの公正価値 の変動	-	1,000	-	(1,000)	-
純資産の変動	-	4,500	200	(1,000)	3,700
20X2年12月31日	10,000	24,500	4,200	4,000	42,700
20X3年の利益/包括利益合計	-	3,700	300	-	4,000
売建オプションの公正価値 の変動	-	800	-	(800)	-
純資産の変動	-	4,500	300	(800)	4,000
20X3年12月15日に発行した 新たな株式	4,700	-	-	(3,200)	1,500
20X3年12月31日	14,700	29,000	4,500	-	48,200

23. 本 DP では、持分請求権の測定の見直しに関して用いる測定について、特定のクラスの持分請求権が他のクラスの保有者にどのように影響するのかを最も適切に伝える方法を考慮しつつ、特定の基準を開発又は改定する際に決定することが必要

となるとして、IASBは、次の事項を決定する可能性があるとしている。(本DP5.18項)

- (a) 基礎となる純資産の配分を、一次的持分請求権⁴の測定として使用する。例えば、この基礎は現在、非支配持分について使用されている。
- (b) 二次的持分請求権⁵を、比較可能な金融負債を企業が測定するのと同じ方法で測定する。例えば、
 - (i) 二次的持分請求権のあるクラスについて償却原価を使用⁶
 - (ii) ある二次的持分請求権のクラスについて公正価値を使用⁷

回答の方向性

24. 概念フレームワークにおける投資者の情報ニーズのうち、企業全体の将来の正味キャッシュ・インフローをさまざまな請求権の保有者間でどのように分配するのかについての予測に役立つ情報を提供する可能性がある利点がある(本ペーパー21項(b))。また、非支配持分については、各期の損益の配分に基づく測定の見直しが行われている(本ペーパー23項(a))。

25. 一方で、測定の見直しには次のような問題もある。

- (a) 会計上の測定を反映した純資産から、一部の二次的持分請求権に適用される公正価値の測定を控除した残額の情報の意味が明確でないと考えられる。マーケットでそれらの二次的持分請求権が決済される状況を除くと、公正価値の変動が他の持分請求権者との間で生じる持分の変動(富の移転)を適切に描写しているとは言えないと考える。
- (b) 合計額が固定される中で純資産額が配分されるため、同様の特徴を有する請求権の測定が直観に反する結果をもたらす場合がある。(例えば、最残余である普通株式と、その普通株式に関する発行義務は、経済価値が同方向に動く。

⁴ 持分の分配の取り分に対する現在の権利(本DP5.7項(b))。例えば、普通株、他のクラスの株式、非支配持分が含まれる。

⁵ 別の持分請求権を受け取る又は引き渡す現在の権利又は現在の義務(本DP5.7項(c))。例えば、企業自身の株式を購入、売却又は発行する先渡契約、企業自身の株式を購入、売却するオプションが含まれる。

⁶ ある固定の合計価値を有する資本性金融商品を一定日に引き渡すか又は受け取る権利を当該請求権に与えている場合

⁷ 合計の価値が価格、指標又は他の変数(おそらく、発行者自身の資本性金融商品又は金融負債の価格以外のもの)の変動により変動する資本性金融商品を引き渡すか又は受け取る権利を当該請求権に与えている場合

しかし、持分変動計算書上は、純資産合計が固定される中で、普通株式への配分額は、普通株式に関する発行義務の公正価値を差し引いた残余で決まるので、株式の発行義務やそれ自身の経済価値の動きと異なるように変動する。)

(c) 本 DP5.18(a)のように基礎となる純資産の配分により測定の見直しを行う場合、各持分請求権への剰余金の配分が明示的な契約等からは必ずしも明らかでない可能性がある。

26. 全体として見た場合に、測定の見直しは、持分請求権者の間の持分の変動を適切に示さない可能性が高く、問題の方が大きいため、持分変動計算書において測定の見直しは行うべきでないことを指摘してはどうか。

ディスカッション・ポイント 2

測定の見直しに関する上記の回答の方向性についてどのように考えるか。

その他

(セクション 5 の議論の影響について)

27. セクション 5 の内容は、セクション 2 で扱う財務諸表の構成要素の一部を構成し、またセクション 6 で扱う測定の議論を一部、扱っている。このため、セクション 5 の決定がセクション 2 やセクション 6 の議論に影響を及ぼすので、整合的に扱うことが必要であることを指摘してはどうか。

ディスカッション・ポイント 3

セクション 5 の位置付けに関する上記の回答の方向性についてどのように考えるか。

以 上